

# 契 約 書

日本PACS研究会と 社団法人 日本放射線器機工業会との間に次の契約を締結する。

1. 日本PACS研究会の事務局を次に置く。

社団法人 日本放射線器機工業会  
東京都文京区湯島1丁目6番2号 おむろビル

2. 社団法人 日本放射線器機工業会が、日本PACS研究会業務のうち所要のものについて円滑を図るため再委嘱することは差し支えない。
3. 本契約内容に変更を生じたときは双方協議の上、誠意をもってこれを処理するものとする。契約を解除する場合も同様とする。但し、90日以前にその旨通知しなければならない。
4. 本契約の期間は、1994年4月1日より1995年3月31日までとする。但し、相方より別段の申し出がない場合は、毎年更新されるものとする。
5. 本契約の締結の証として本証貳通を作成し、両者捺印の上各壹通を保有する。

平成6年4月1日

日本PACS研究会  
会長 辻内 順平  
東京都江戸川区松江 7-27-14-702  
TEL 03(3656)1215

社団法人 日本放射線器機工業会  
会長 栗原 重泰  
東京都文京区湯島 1-6-2 おむろビル  
TEL 03(3816)3450

## 契 約 書

社団法人 日本放射線器機工業会（以下甲という）とクァンタム（以下乙という）との間に次の業務の委託について契約する。

第1条 甲の所轄する日本PACS研究会に係わる次の業務を乙に委託する。

1. 会員の管理業務
2. 経理処理業務
3. 開催行事等に関する運営業務

第2条 委託業務費は、日本PACS研究会が決定する毎年の予算から支払われるものとする。日本PACS研究会の予算の内、乙に支払われるべき業務委託費については、あらかじめ日本PACS研究会と乙とが協議するものとする。

第3条 業務の契約期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。  
（但し、平成6年度については、平成6年12月1日より平成7年3月31日とする）

第4条 契約内容に変更を生じたときは双方誠意をもってこれを協議するものとする。

第5条 本契約を解除する場合は、甲・乙共90日以前に相方に通知するものとする。

第6条 本契約に定めのない事項または本契約の条項に疑義が生じたときは、甲・乙共誠意をもって協議し、これを処理するものとする。

本契約を念書に替えて日本PACS研究会に認知を得ておくものとする。  
本契約の締結の証として本証貳通を作成し、甲・乙両者捺印の上、各壹通を保有する。

平成6年12月1日

甲 社団法人 日本放射線器機工業会  
会 長 栗原 重 泰  
東京都文京区湯島 1-6-2 おむろビル



乙 クァンタム  
代 表 山本 浩 司  
埼玉県大宮市三橋 6-1181-5 8-301

